

札幌市雑がみ等売払い要綱第3条の売払い条件に適合することを証明する書類一覧

札幌市雑がみ売払い要綱 第3条 (個人又は法人で下記を満たすもの)	提出書類項目		具体的書類 (準ずるもので可)	選定基準	備 考
(1) 雑がみ等を、自ら再資源化又は再資源化を確実に履行できる者に引き渡すことができることなど受入体制が確立していること。 (2) 本市が予定する雑がみ等の売却量を、本市の雑がみ選別施設から確実に搬送できる人員及び車両等を有していること。 (3) 雑がみ等の搬出に当たり、必要な有資格者及び機材等を有していること。 (4) 札幌市競争入札参加資格者として登録されていること。 (5) 要綱第3条第5号各細目に該当しないこと。	ア	再資源化を行う業者に引き渡していること及び引渡量が確認できる書類（納入の相手先）	受入先の納入証明書，受入予定確認書，納入契約書等	再資源化を行う業者に納入実績があること又は、納入できることが確実なこと。	
	イ	搬送に当たっての車両及び人員が確保できることを証する書類	大型免許証（写）	〔搬送人員〕 雑がみ規格外品は4名以上、主要古紙は1名以上	委託も可能 ⇒委託先の誓約書（ただし、委託先が本市競争入札参加資格者の場合は不要）、資格者免許証、車両車検証
			車両車検証（写）	〔搬送車両〕 積載量20トン程度以下で雑がみ規格外品は4台以上、主要古紙は1台以上	
	ウ	貯留場所が確保できることを証する書類	図面，借地証明等	雑がみ規格外品 ストックヤード概ね3,000㎡以上 主要古紙 ストックヤード概ね500㎡以上	
	エ	納税証明書（法人市民税等）	納税証明書(道・市民税)	税の滞納がないこと。	
	オ	〔参考資料〕 財務諸表（直近2期分）	財務諸表（写）2期分 法人の場合⇒貸借対照表，損益計算書，余剰金処分計算書		
	カ	競争入札参加資格認定通知書（物品・役務）（写）			